

市政報告 議会報告

春夏秋冬

令和4年初となる定例会では、自由民主党会派の政調会長として、今世紀最大の危機であるウクライナ情勢について、ロシアに対する非難決議文を取りまとめ、3月3日に仙台市議会全会一致で決議されました。また、台湾のCPTPPやWHOへ加入を後押しする政府への意見書を取りまとめ、こちらは定例会最終日の3月14日に採決に至りました。第一会派の政調会長として議会全体にかかわる業務を担わせていただくなど、改めてやり甲斐と責任を実感したところでございます。

議員個人といたしましては、令和元年から取り組んでいた「民地の法面や崖地、擁壁等への安全対策工事への助成制度*1」が3月1日より開始されました。制度が本格化してから2年半、ようやく実現することが叶いました。ご自身やご家族、近隣の方々の命や財産を守るためのこの制度を、一人でも多くの市民の皆様にご活用いただけるよう願っております。

今議会は、予算等審査特別委員会にて、以前より当局へ訴え続けている「き

ょうだい別園問題」や「子どもの遊び場」、「私道共同排水設備引取制度」の大綱3点について質疑いたしました。特に「きょうだい別園問題」は平成28年から問題提起をしていたにも関わらず、いまだに1,000人以上の兄弟姉妹が別の保育施設に通っている状況に対し厳しく追及し、来年には必ず削減に至る結果を出すように市長に強く求めました。

また、新年度予算には私道共同排水設備引取制度について、引取条件を満たなかった北山地域に対し5,800万円の予算を獲得し、5年越しに公共下水管の新設を決めることができました。

いまだにコロナ禍による社会的課題も山積しておりますが、市民生活に直結する身近な問題をひとつひとつ丁寧に取組み、そして結果を出すことで皆様の生活の向上につなげていけるように今後も尽力してまいります。

仙台市議会議員 高橋卓誠

令和4年2月28日(月)

令和4年第一回定例会 予算等審査特別委員会

保育園のきょうだい別園について

●政令指定都市ワースト2!
●市長の重い腰がつかい上がる!

平成30年の決算特別委員会から連続して問題提起してきた「きょうだい別園」は、二重の送り迎え、またそれに伴う延長保育料の負担、行事の重なり、手続きや持ち物の煩雑化、さらに昨今は感染症へのリスクが懸念されるなど、保護者の皆さんへの負担は非常に大きくなっています。政令指定都市でワースト2位となるこの現状を変えるべく、今回も強く求めました。

Q 令和4年2月1日時点において、兄弟姉妹で保育施設等を利用する児童数は7,693人。そのうち兄弟姉妹が別々の施設等を利用している児童数は1,071人で全体の13.9%となっており、平成30年2月は848人で12.9%だったが、令和4年2月現在は1,071人で13.9%と1%増加している。昨年度と比較すると0.8%減ったとは言え、なぜこうした状況になっているのか。

A 認定給付課長
一人でも多くの兄弟姉妹が同じ保育施設等を利用することができるよう、保育基盤の整備や保育サービス相談員による相談対応を行ってきた。また、利用調整に係る調整指数は、兄弟姉妹を持つ世帯が新規申し込みをする場合の加算に加え、令和2年11月からは、保育施設等に入所している児童が兄弟姉妹の入所する施設への移行を希望する場合の加算制度を新たに実施するなど取り組みを進めてきたが、結果として大きな成果にはつながっていない。

Q 10%を切っている他都市も多く、本市がライバルとする福岡市は0.7%という非常に低い数値になっているが。

A 幼稚園・保育部長
きょうだい別園の割合の低い自治体、例えば福岡市や新潟市では、新規加入時における兄弟姉妹同一入所に関する加算措置については、本市と比べ特に優遇しているというわけではない。一方、施設状況を見ると、本市と比べて、就学前の全年齢児を対象とした認可保育所の割合が高くなっており、認可保育所1施設当たりの平均定員も多い傾向で、割合の低さに現れているのではないかと考えている。

Q 明確な削減目標が必要だ。

A 子供未来局長
本市としては、利用調整の精度を見直すということと、それから施設整備を行い、枠を拡大するという方法、認可保育所ではなく小規模保育事業が多いという本市の特徴があるので、そういう方々にもご協力を頂

きながら何とかきょうだい入所をすすめたいという気持ちはあるが、その中で今現在具体的な数値目標ということまではなかなか難しい。しかし、いまま少くとも別の施設を利用しているお子さんが1,000人いるというような状況なので、少しでもその1,000人以下ということにできるよう、他都市の状況も改めて調べ、本市に出来る方策を考えていきたい。

Q 待機児童の解消ときょうだい別園の問題は同時に取り組むべきだった。これまでも再三にわたり訴えてきたが、市長は現在の数字を見てどう思うのか。

A 市長
改めて、政令市の中では15政令市の中で下から2番目にあるということ、そしてまた0.8%減ったとは言え、1,000人以上の皆さんが兄弟姉妹別々の施設に入所している。親御さんたちは送り迎えも、様々な行事など重なって大変苦労されている状況がまだ続いているのだと認識した。やはり、これまで待機児童をとにかく減らしていくということをお命題として取り組んできたということもある。いまこの解消が迫ってきている中で課題を重く受け止め、しっかりと兄弟姉妹の同時利用ができるような対応を早急に図っていかねばならない。

Q 他都市では10%を切っている。本市ではできない理由は意識の違いではないか。ご家庭の状況についてどれほど認識しているのか。

A 子供未来局長
兄弟姉妹が別々に通うということは、送迎をそれぞれするという必要性があるので、朝の忙しい時間、夕方の食事の時間などを気にしながらお迎えに非常に苦慮するというところ、運動会などの行事が同じ時期になるということになるので、きょうだい同時に行事に参加できるということがなかなか難しい状況、保育園によっては必要な保育に係る様々な物品なども違っていることで、それぞれ準備をしなくてはならないということ、きょうだいの片方が通う保育園がコロナ禍の中で閉園になったと、そちらが落ち着いたと思ったらまた別の方で閉まらなきゃならないような状況があり、本当に子育てをす

*1 宅地擁壁の安全対策工事に係る助成金制度のご案内 都市整備局開発課 TEL.022-211-8343 FAX.022-211-1918

- 制度の概要
 - …老朽化した擁壁を新しくする工事や、被災した擁壁の復旧工事を行おうとする方に対して、工事費用の一部を助成します。
- 助成金額
 - …[恒久対策] 費用の100万円を超えた金額の1/3 (上限200万円)
 - …[応急対策] 費用の1/2 (上限60万円)
- 対象となる方
 - …擁壁を所有する方、又は擁壁を所有する方から承諾を得ている方
- 対象となる要件
 - …高さ2m以上で平成18年の宅地造成等規制法改正以前に造られた擁壁
 - …被災などにより、一定の変状が確認された擁壁

る中で、きょうだいを同じ施設に入れたいという親御さんの想いは本当に切実なものと認識している。

Q きょうだい別園になっていることで、延長保育料や保護者の時間などに多大な影響を及ぼしているという認識はあるか。延長保育料の助成がひとつの解決策になると考えるが、実施についていかがか。

A 幼稚園・保育部長
延長保育を利用される理由や状況は保護者によって様々な部分もあるので、ただちにきょうだい別園というだけをもって利用料に違いを設けることは現時点では難しい。

Q 延長保育のすみわけができないということか。

A 幼稚園・保育部長
世帯ごとに、仕事の場所の状況などもそれぞれであることから、それを一律に制度化することは現時点ではできない。

Q 具体の目標は立てられないのか。覚悟を知りたい。

A 幼稚園・保育部長
出来るだけ減らしていくことを目指してやっていきたい。

Q 本市がライバルとしている福岡市に比べる数値の低さなど、市長の認識を伺う。

A 市長
福岡の件について詳細を把握していないが、施設をどのように構築していくのかということにおいて、本市では一人でも多くの方のニーズにお応えできるよう、この間施設整備を進めてきた。大型のものではなく小規模の保育事業も充実させてきた。その甲斐あって、待機児童については解消が目前に迫ってきているが、他都市の状況を鑑みると、また、実際に子供たちを兄弟姉妹別園で、別施設に通わせている保護者の方々の負担を考えると、一刻も早くこうした状況の解消に向けて取り組みねばならないと強く感じた。できるだけ多くの児童が兄弟姉妹同じ施設に通えるように努力したい。

(裏面につづく)

子どもの遊びの環境に関する 調査・研究について

●子どもの遊び場の実証実験は、新年度に延長！
●令和4年度、期間限定の遊び場完成予定！

遊び場の必要性を説いてから約2年が経ちました。これまでの間、同僚議員と共に、担当局と何度も議論を重ねた末に、実証調査をする予算を獲得。新年度初旬より、期間限定ではありますが、市内数カ所に豪華な遊具の設置が計画されています。お子さんが居るご家庭の皆様は、遊び場が完成したら足をお運びいただき、是非皆様のご感想やご意見等をお寄せください。

埋もれている財産

Q 私が発見した山中央公園の現状について伺いたい。山中央公園にある大型遊具の設計者は、日本を代表する建築・環境デザイナー、仙田満氏初期の作品で大変貴重な財産である。また、向

山中央公園はかつての旧宮城県中央児童館跡地に立地していることから、歴史的・文化的にも価値が高い公園だ。今回は、施設や遊具の再整備を検討するとのことであった。これまでの取組みと新年度の取組みを併せて伺う。

A 建設局公園課長

向山中央公園は昭和44年に宮城県中央児童館のモデル遊園として整備され、その後宮城県から本市に移管された。この公園は施設全体の老朽化が進んでおり、これまで開設時からある大型遊具の劣化した部材の交換や、トイレの修繕を行っている。また、新たに幼児向けの複合遊具を設置してきた。今後は地域の方々などにご意見を伺いながら公園の再生に向けた検討をしていく。

Q

公園内の大型遊具は、現在の安全基準を満たしておらず、対策をしない限り最終的に解体となる。大型遊具は貴重な財産であり、レガシーとして活用すべきだ。大型遊具を撤去しながらできることも可能ではないのか、設計者である仙田満氏に大型遊具の活かし方について懇談するのはいかがか。

A 公園課長

大型遊具については、将来的には現状のままでの利用は難しい。遊具の設計者である仙田満氏にもお会いしてご意見を伺いながらレガシーとしての活用も含め検討していく。

令和4年3月8(火)

令和4年第一回定例会 予算等審査特別委員会

私道共同排水設備引取制度^{#2}と 引取困難な地域について

●まずは気軽に相談を！
●時代に合った制度でより安心な暮らしに！

共同排水設備が宅地の下を通っているなどの理由で当該制度を利用出来なかった北山地域に対し、制度の要件を一部見直し、新年度に、新規排水設備予算5,800万円確保することができました。各宅地専用の排水設備を新たに交換するなど、地元のご負担はありますが、困難な状況でも未来に希望が持てる結果を出してくれたことは、本市にとって本当に良い事例になったと考えております。

過去の制度にとらわれず、これまでの経緯を踏まえて今の時代に合った制度に変えていく等の前向きな取組みは、将来にわたり市民サービスを提供する観点から大切なことです。当局には、こうした制度そのものが今の時代に即しているのか否かを常に意識しながら職務を全うしていただきたいと願います。制度に該当しない、予算がないからできない、やらないということではなく、どのようにしたら出来るのか、市民の求めるところにどこまで近づくことが可能なのか、できない理由ではなく、できる可能性について考慮すべきと指摘しました。

平成28年第2回定例会で質問した際は、平成25年から3年間で20件の引取実績があった。それでは、本年度まで過去3年間の件数と、その実績をどのように評価しているか。

A 下水道調整課長

令和元年以降の3年間の引取り件数は31件と増加している。増加の要因は、施設が設置されてから相当の年数が経過し、相談件数が増え、引取り件数が増加していると考えている。

引取り制度について、相談をしたが条件が合わずに残念ながら申請に至らなかった件数は何件あるのか。またその理由は。

A 下水道調整課長

令和元年以降3年間で相談のあった件数は66件で、そのうち条件が整わず申請できなかったのは35件。主な理由は、施設が埋設されている私道の幅員が狭い、施設や土地の所有者の方々の同意が得られない、引取りに必要な修繕費用の負担が難しいなどがある。

この共同排水設備引取りについては、修繕や改良が必要な場合は所有者が修繕することになっているが、その費用負担等に当たっては全ての所有者の合意が必要である。

以前から申し上げる通り、引取りの合意を取るのも大変な作業であり、合意の為に声がかけている方は本当に苦労すると思う。更に、時間が経てば経つほど所有者が変わったり、所有者が市外に居住した

り、空き家になってしまったりと、上り合意を取りづらくなってしまふ。一方、この引取制度を知らずに自分達でどうにかするなど何回も苦労している地域もある。現在、この制度をどのように市民に発信しているのか。

A 下水道調整課長

市民の皆様へは町内会活動の手引きへの記載や市のホームページで発信しているほか、共同排水設備を維持管理する機会が多い排水設備公認店にも本制度について説明している。

制度を知っていても条件に合わなくて相談すらできないと思っている地域もあるのではないかと。

A 下水道調整課長

現在の状況で引取り条件に合致しないと思われる場合であっても、その状況に応じ対応できることがないか、市民の相談に応じている。

この課題には早く対応することが肝心である。まずは前例利用の是非を問わず、このような相談がこたえやすいように更に強く発信してもらいたい。

A 下水道調整課長

引取り制度の周知については、市のホームページの改定を予定しており、その中で、本市にお気軽にお問合せいただけるよう掲載するなど、より丁寧な情報発信に努めてまいります。

#2 私道共同排水設備引取制度のご案内

下水道調整課管理課 TEL:022-261-1111 内線1273

●制度の概要

私道共同排水設備を引取ります。

●対象となる要件

- 利用戸数が2戸以上
- 私道の幅員は2.7メートル以上
- 私道の一端が既に公共下水道の布設されている道路に接続している
- 私道共同排水設備の引取について、所有者の全員が承諾している
- 私道共同排水設備が適正に維持管理されており、正常な機能を保持している
- 維持管理のための立ち入りおよび工事について承諾している

●手続き方法

申請者の代表者が下水道調整課にご相談ください。

●申請後の管理

引取った共同排水設備の維持管理は仙台市で行います。私道の維持管理は従前どおり土地所有者等で行っていただきます。

Q

北山地域のような事例は市内に沢山あると思われる。それぞれの地域の実情を踏まえた見直しを重ねていくことで、市民がより安心して生活できるようになる。局長はこの度の職員の対応をどう捉えていて、今後どのように活かしていく考えか。

A 建設局長

我々があれから業務を進める中で重要な視点だと捉えている。前例を踏襲するというのではなく、直ちにそれが悪いということではなく、多くの場合適切だと考えているが、それが時代にそぐわなくなったということは、やはり制度の目的や効果をしっかりと踏まえた上で、時代に合わなくなれば見直しというのは必要だと考える。ただ、制度運用にあたっては、予算の確保や公益性の確保が必要になるので、全てうまくいくかということとは分からない。しかし必要な時に必要な見直しをして、しっかりと工夫しながら住民の皆様にご意見を聞いて進めていくことが大切という視点も心に刻みながら仕事をしていきたい。

Q

市長が進める職員の意識改革が進んでいるということか。自己評価を伺う。

A 市長

職員が常に市民目線に立って、制度そのものがこの今の時代に合っているのかしっかり考えた上で現場を理解し、そして職務に取り組んでいくということは、とても重要だと考える。

私は当初から職員一人ひとりに、今目的を明確に押しつけて、新たな発想を持って積極的に取り組んでもらいたいという気持ちを創利主義という言葉で表し、機会を捉えて、職員とこれを共有していきたい。引き続き、どうすれば市民の皆様方のニーズに応えられるのかを考えながら、より豊かな市民生活の構築に向けて職員とともに取り組んでまいりたい。